

令和4年第1回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和4年1月20日（木） 午前10時～
早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | |
|-------------------------|---------|
| 議案第1号 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P. 1 |
| 議案第2号 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P. 3 |

2 そ の 他

- | | |
|--------------------|----------|
| ・今後の委員会開催予定について | ・・・ P. 5 |
| ・市・区選挙管理委員会研修会について | ・・・ P. 5 |

議案第1号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年1月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 602 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 264 人 |
| | 市外転出者 | 338 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年1月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和3年12月1日から令和3年12月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和3年8月1日から令和3年8月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	120	144	264
転出	181	157	338
誤載	0	0	0
合計	301	301	602

議案第2号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和4年1月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和4年1月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R3. 12. 1現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R4. 1. 20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		
男	42	0	0	0	0	0	42
女	74	1	0	0	0	1	75
計	116	1	0	0	0	1	117

そ の 他

- ・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第2回	定例	2月18日（金）	<u>午前9時40分</u>	早良区役所 中会議室
第3回	定例	3月1日（火）	午前10時	
第4回	定例	4月20日（水）	午前10時	

- ・市・区選挙管理委員会研修会について

別紙のとおり

早選第150号
令和4年1月18日

早良区選挙管理委員 各位

早良区選挙管理委員会
委員長 中邨 勝

令和3年度 市・区選挙管理委員会委員研修会の開催について

選挙管理委員として必要な専門知識を習得することにより、委員会活動の充実を図るため、下記のとおり研修会を開催します。

つきましては、各委員の皆さまにご出席いただきますようご案内いたします。

記

1 日 時 令和4年2月18日（金）10時00分～12時00分

2 研修方法 オンライン受講（市選挙管理委員室より配信）

3 研修内容

10:00～10:05 開会、講師紹介

10:05～11:35 講演

講師：中村学園大学短期大学部 准教授

橋本 一雄 氏

演題：「主権者としての政治意識と投票率

－諸外国との比較から－」（仮）

11:35～11:45 質疑応答

11:45～11:55 アンケート記入

12:00 閉会

4 主 催 福岡市選挙管理委員会、各区選挙管理委員会

市・区選挙管理委員会委員 研修会実施要項

1 目 的

福岡市・区の選挙管理委員会委員として必要な専門知識を習得することにより、委員会活動の充実を図るもの

2 日 時

令和4年2月18日(金) 10時00分～

3 会 場

V-CUBEミーティング5によるオンライン受講
(市選挙管理委員会室より配信：Room No.3 使用)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されることから、オンライン受講とするもの。

4 対象者

福岡市選挙管理委員会の委員・各区選挙管理委員会の委員 32人
市・区選挙管理委員会事務局の職員

5 内 容

10:00～10:05 開会あいさつ

福岡市選挙管理委員会委員長 津田 隆士

10:05～11:35 講演

講師：中村学園大学短期大学部 准教授

橋本 一雄 氏

演題：「主権者としての政治意識と投票率

－諸外国との比較から－」（仮）

11:35～11:45 質疑応答

11:45～11:55 アンケート記入

12:00 閉会

6 主 催

福岡市選挙管理委員会、各区選挙管理委員会